2　基準日が施行日前である選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

3　新令第二十一条の規定は、調製の期日が施行日以後である選挙人名簿の再調製について適用し、調製の期日が施行日前である選挙人名簿の再調製については、なお従前の例による。

4　縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

5　新令第二十三条の十六第一項において準用する新令第二十一条第一項の規定は、調製の期日が施行日以後である在外選挙人名簿の再調製について適用し、調製の期日が施行日前である在外選挙人名簿の再調製については、なお従前の例による。

6　新令第三十四条の二第一項、第三十四条の三、第三十五条第一項、第五十条第五項、第五十三条第一項、第五十九条の四第三項及び第四項並びに第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項の規定並びに次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第百六条中「第三十五条第一項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）」を加え、「第五十条第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び」に、「第五十九条の五」を「、第五十九条の四第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五」に、「第五十九条の六」を「第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六」に改める。

第百九条中「、第四十六条第二項」を「、第四十四条第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第四十六条第二項」に改める。

第百十四条、第百十七条及び第百八十四条中「第三十五条第一項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）」を加え、「第五十条第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び」に、「、第五十九条の五」を「、第五十九条の四第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五」に、「第五十九条の六」を「第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の六」に改める。

第百八十七条中「、第四十六条第二項」を「、第四十四条第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第四十六条第二項」に改める。

第二百十三条の五第一項中「、第三十五条第一項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）」を、「第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び」を、「、第五十九条の四第三項」の下に「、同条第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）」を、「、第五十九条の五の四第三項」の下に「、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）」を加え、「、第五十条第五項」を「並びに第五十条第五項」に改め、「及び第五十九条の五の四第三項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）」を加え、同項の表第三十五条第一項の項中

同一都道府県の区域内	により都道府県
当該都道府県の区域内	規定する引き続き当該都道府県

を

同一広域連合（都道府県の加入するものに限る。）の区域内	により広域連合（都道府県の加入するものに限る。）を組織する都道府県
当該広域連合の区域内	規定する引き続き当該広域連合

に改め、同表第五十三条第一項の項、第五十九条の四第四項の項及び第五十九条の五の四第七項の項中

により当該	により当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）を組織する都道府県の加入する都道府県の議会の議員及び長の
当該都道府県	当該広域連合の区域内

を

により当該	により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の
当該都道府県	当該広域連合の区域内

に改める。

第二百十三条の六第一項の表第四十四条第三項の項中

同一都道府県の区域内	により都道府県
当該都道府県の区域内	、引き続き当該都道府県

を

により	により広域連合（都道府県の加入する広域連合を組織する都道府県に限る。）
、引き続き当該都道府県	、引き続き当該広域連合

に改める。

第二百十三条の七中「、第四十六条第二項」を「、第四十四条第三項（都道府県の加入する広域連合にあつては、引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第四十六条第二項」に改め、「並びに都道府県の加入しない広域連合にあつては同法第四十四条第三項の規定」を削る。

第二百十四条の四中「、第三十五条第一項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）」を、「第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び」を、「、第五十九条の四第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第五十九条の五」に、「第五十九条の五の四第三項」の下に「、同条第四項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）」を加え、「、第五十条第五項」を「並びに第五十条第五項」に改め、「及び第五十九条の五の四第三項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確